

伊丹市社会福祉法人指導監査専門員設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は，社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査体制の専門化及び強化を図り，もって法人の健全な運営を確保するため，伊丹市社会福祉法人指導監査専門員（以下「監査専門員」という。）を設置する。

(職務)

第2条 監査専門員は，所属長の命を受けて次に掲げる事務を処理する。

- (1) 事前に法人から提出された書類等の確認を行うこと。
- (2) 一般指導監査及び特別監査に同行し，会計上及び法律上の問題について監査担当職員に対し，助言及び指導等を行い，又は，必要に応じて法人に対し直接質疑を行うこと。
- (3) その他監査体制強化のために所属長が必要と認める業務に関すること。
- (4) 前各号の職務を終了したときは，その都度，その事務の実施状況等を書面等で，速やかに所属長に報告すること。

(身分)

第3条 監査専門員の身分は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(資格)

第4条 監査専門員は，公認会計士又は弁護士の資格を有する者とする。

(勤務)

第5条 監査専門員は，所属長があらかじめ指定した日に勤務する。

(事務の所管)

第6条 この要綱に定める事務は，健康福祉部地域福祉室法人監査課が所管する。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか，監査専門員に関して必要な事

項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。